

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年2月5日  
照会部署名 南関東ブロック厚年適用グループ  
照会担当者 スタッフ職 杉田一彦  
連絡先 [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 川合

(案件)

(受付番号) No. 2010-153	定年再雇用時における取得時報酬及び定時決定 の取扱いについて
------------------------	-----------------------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

別添の具体的事例に関して、法令解釈上の疑義があるため、照会いたします。

(回答)

資格取得時の報酬月額決定については被保険者A及びBとも、貴ブロックのご見解の通りです。

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が退職した場合の取り扱いについては、継続して再雇用された場合についても、使用関係が一旦中断したものとみなし、資格喪失・取得手続きを行うことができます。その際の資格取得時報酬月額は、厚生年金保険法第22条の規定により、再雇用された日現在の報酬の額に基づき決定することになります。

算定基礎届については、被保険者A及びBとも資格取得した後の期間及びその期間中の労務の対象として受けた報酬を用いて定時決定を行うことになります。(疑義照会2010-791回答参照)

ご照会の事例の場合は、被保険者AおよびBとも算定対象月が資格取得後の6月のみとなり、当該月の報酬支払基礎日数は17日未満となることから、健康保険法第41条1項又は厚生年金保険法第21条第1項の規定により算定す

ることが困難であるため、保険者算定により定時決定することになります。

回答日 平成23年10月12日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

岡村

## 別添

下記の其他の事例に関して、法令解釈上疑義があるため、照会します。

### ・ 前提条件

#### 被保険者A

- 就業規則上、定年は 60 歳の誕生日の前日
- 給与計算の締切日は毎月月末、支払日は翌月 15 日
- 再雇用時に新たな雇用契約を締結する

但し、定年再雇用後の最初の給与締切日までは従前の給与を支払うこととしている

#### 被保険者B

- 定年、給与の取り扱いは被保険者 A 同様
  - 再雇用時に新たな雇用契約を締結し、給与計算期間途中に定年再雇用となった場合には、変更前と変更後の給与を日割りで計算することとしている
- ※ 被保険者 A・B ともに特別支給の老齢厚生年金の受給権があるものとする

### ・ 事例

昭和 24 年 5 月 25 日生まれの被保険者が平成 21 年 5 月 24 日に定年を向かえ、翌 25 日より再雇用されることとなったため、平成 21 年 5 月 25 日付の同日得喪を行なうこととなった。

なお、当該被保険者の同日前の標準報酬月額は 260 千円（報酬月額は 25 万 5 千円）であり、再雇用時に締結された新たな雇用契約における新給与月額は 19 万円となっている。

### ・ 南関東ブロック本部（適用支援G）における解釈

#### 被保険者A

取得時における標準報酬月額の取り扱いは、健保法 § 42 条及び厚生年金保険法 § 22 において規定されており、月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合には、「被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額」をその期間の総日数で除して得た額の 30 倍に相当する額を報酬月額として、標準報酬月額を決定することとしている。

上記の事例においては、新給与月額は 19 万円ではあるが、5 月 25 日から給与計算締切日である 5 月末日までは、引き続き従前の給与で計算されるため、再取得日現在の報酬月額を見ると、月額 25 万 5 千円であることとなる。よって、当該被保険者の同日得喪時における取得時報酬は 260 千円となる。

また、定時決定の取り扱いについては、届出対象期間は 5 月 25 日以降の期間を考えることとなるため、6 月 15 日に支払われた 25 万 5 千円のみで定時決定を行なうこととなり、保険者算定を行なう事例にも合致しないため、通常算定を行い、260 千円にて決定することとなる。

※社会保険庁時代の疑義照会（回答）票（東京事務局照会：コード番号 090819-215）において「新たな賃金を基に標準報酬月額の決定を行なわないと被保険者に著しい不利益を来た

すと見なされる場合にあっては～」という表現があり、上記事例においては得喪前と得喪後で同等級のため、同日得喪の処理自体が行なうことが出来ないようにも思われますが、平成8年4月8日付通知【「嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて（通知）」の一部改正について（通知）】（保文発第269号）によると、同日得喪の条件は①特老厚の受給権がある②停年による継続雇用である、という2点しか示されておらず、上記事例では結果として同日得喪で処理する意味が無いため、届出がなされる可能性はほとんど無いものの、同等級であることだけを理由として同日得喪の処理を不可とする理由はなく、上記の疑義照会（回答）票における表現は、同日得喪を行なうにあたっての制度的な主旨を述べたものに過ぎないものと考えております。

**被保険者B**

資格取得時の標準報酬月額は190千円となる。

また、定時決定の取り扱いについては、6月15日に支払われた給与変更前と変更後の日割り計算が行なわれたもののみで定時決定を行なうこととなり、保険者算定を行なう事例にも合致しないため、通常算定を行い、定時決定することとなる。

以上、当方の解釈で差し支えないでしょうか。